

第 36 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第36回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和6年4月19日(金)午後1時22分～午後2時26分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-3、2-4

3 出席委員 (農業委員8名)(農地利用最適化推進委員15名)

1 :	住本 浩也	2 :	中尾 正美
3 :	稲岡 卓美	4 :	本岡 俊郎
5 :	小林 衛	6 :	藤本 修造
7 :	政井 武雄	8 :	岸本 富生
9 :	田中 眞司	10 :	稲田 保
11 :	近田 武司	12 :	前田 薫
13 :	藤川 良昭	14 :	永井 達郎
15 :	土井 賢一	16 :	増田 種正
17 :	長谷川義博	18 :	青木 輝剛
19 :	藤原 廣典	20 :	中井 義則
21 :	森本 謙介	22 :	前田 明弘
23 :	横山 和行		

4 欠席委員 (農業委員0名)(農地利用最適化推進委員0名)

5 議事に関係した事務局職員

事務局長 藤原 政俊

事務局 高橋 言

6 会議に付した事件

議事

議案第190号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第191号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について

議案第192号 転用制限外農地の届出に対する受理について

議案第193号 非農地証明願に対する許可について

議案第194号 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)

報告事項

報告1 各種証明書の交付

報告2 農地法5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定による届出の受理

報告3 農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小

作の解約通知の受理

報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

【 開 会 】

- 議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。
本日は、農業委員会事務局長が人事異動により、着任されましたので、開会前に一言あいさつをお願いします。
(藤原事務局長あいさつ)
本日第 36 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。
また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしくお願ひいたします。
さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 5 条の許可申請に対する進達、転用制限外農地の届出に対する受理、非農地証明願に対する認可、農用地利用集積計画の決定などの審議を予定しております。
そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。
委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長 それでは、ただ今から第 36 回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

- 議長 まず、最初にご報告申し上げます。
本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。

- 議長 次に、議事録署名委員 2 名を指名させていただきます。
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号 3 番 稲岡委員、4 番 本岡委員をお願いいたします。

(農地法第 3 条関係)

- 議長 それでは、これより議事に入ります。議案第 190 号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第190号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和6年4月19日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページから3ページの7件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第190号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページ、2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 大阪市西区北堀江○○○○ ○○○○、譲渡人 三木市末広○○○○ ○○○○、申請地：所在地 池尻町○○○○ 地目田面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

譲受人の○○○○氏の妻の父親が○○○○氏であり、父親の介護のため大阪から週に1回ほど通ってきていたが、毎週通うのが大変であるため、○○○○氏の隣の家が空き家となっていたため、所有者である譲渡人である○○○○氏に土地と建物を譲ってほしいとお願いしたところ、承諾いただいたが、土地・建物と一緒に今回の申請地の田も一緒に購入してほしいとのことであった。

○○○○氏も8筆ほどの田を耕作され、農機具等も所有されているが、○○○○氏自身も中古のトラクターを購入されて、畑などを耕作される予定です。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、2番について説明いたします。
参考資料の、3ページ、4ページをあわせてご覧ください。
申請人：譲受人 加東市北野〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 神明町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 久保木町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m² 自作地、久保木町〇〇〇〇 地目田 面積88 m² 自作地、久保木町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m² 自作地、以上合計3筆 合計面積〇〇〇〇m²、摘要として、贈与による所有権移転であります。
今回の申請地は譲渡人の実家で、結婚されて市内で住んでいたが、両親が亡くなり、数年の間、空き家となり、家と土地を売りに出しており、譲受人が購入され、田も一緒に着いていたということです。譲受人は北海道出身で、以前から農業に携わってきており、畑などを耕作したいと言われています。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番についてであります、次の4番と関連事項でありますので、地元委員から3番、4番をあわせて説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、3番、4番について説明いたします。
3番について、参考資料の、5ページ、6ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 大島町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 大島町〇〇〇〇
〇〇〇〇、申請地：所在地 大島町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡
自作地、大島町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、以上合計2
筆 合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

以前から〇〇〇〇さんの土地を〇〇〇〇氏が小作されていましたが、この度、土地を購入してくれないかとの依頼があったため、売買による所有権移転の案件となります。

続きまして、4番について、参考資料の、7ページから10ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 大島町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 大島町〇〇〇〇
〇〇〇〇、申請地：所在地 大島町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡
自作地、大島町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、大島町〇〇
〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、以上合計3筆 合計面積〇〇〇
〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

以前から〇〇〇〇さんの土地を〇〇〇〇さんが小作されていましたが、この度、土地を購入してくれないかとの依頼があったため、売買による所有権移転案件であります。

〇〇〇〇さんは、私の前に農業委員をされており、農業を熱心にされている方であり、今後の耕作についても安心であります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番、4番について、説明は終わりました。3番、4番についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番、4番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番、4番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは5番についてであります、次の6番と関連事項でありますので、地元委員から5番、6番をあわせて説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、5、6番について説明いたします。

参考資料の、11ページ、12ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 万勝寺町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、万勝寺町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡

自作地、万勝寺町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、万勝寺町
〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、万勝寺町〇〇〇〇 地目田
面積〇〇〇〇㎡ 自作地、万勝寺町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡
自作地、万勝寺町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、万勝寺
町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、以上合計 8 筆 合計面積
〇〇〇〇㎡、摘要として、3 年間の使用貸借権設定、一般法人による解除
条件付き貸借であります。

引き続きまして、6 番について、参考資料の、1 1 ページから 1 2 ペー
ジまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 万
勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 万勝寺町〇〇〇〇 地目畑
面積〇〇〇〇㎡ 自作地、万勝寺町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡
自作地、万勝寺町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、万勝寺町
〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、万勝寺町〇〇〇〇 地目田
面積〇〇〇〇㎡ 自作地、万勝寺町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡
自作地、万勝寺町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、万勝寺町
〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、万勝寺町〇〇〇〇 地目田
面積〇〇〇〇㎡ 自作地、万勝寺町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡
自作地、万勝寺町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、以上合計
1 1 筆 合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、3 年間の使用貸借権設定、一
般法人による解除条件付き貸借であります。

譲受人は、〇〇〇〇という新しくできた営農組織で、万勝寺町を中心に、
土地を譲り受け、広域な栽培計画を立て耕作を行われるとのこと。地
元の万勝寺町としても、〇〇〇〇と誓約書を締結し、適切な管理を守るよ
うにお願いをしているとのこと。

栽培計画が広範囲となるため、今後の管理について、監視が必要である
と考えますので、よろしくお願ひします。

よろしくご審議のほどお願ひします。

○議長 5 番、6 番について、説明は終わりました。5 番、6 番についてご質問、
ご意見はございませんか。

〇〇番 農業委員会として、監視することはできないのか。

○議長 農業委員会としては、耕作状況の確認はするが、監視するという権限は
無いです。

○事務局 摘要欄に記入されているように、一般法人による解除条件付きの貸借契
約であるため、3 年間の期限が定めてありますので、農業委員会として、

面談をしており、3年間の耕作状況により継続する、継続しないを決めることになることも譲受人は理解されているため、パトロールにより見守っていきたいと考えます。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番、6番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番、6番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは7番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、7番について説明いたします。
参考資料の、13ページ、14ページをあわせてご覧ください。
申請人：譲受人 姫路市花田町○○○○ ○○○○、譲渡人 神戸市中央区栄町通○○○○ ○○○○、申請地：所在地 大島町○○○○ 地目 田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。
前にある自宅と一緒に購入されるとのこと。
○○○○さんは現在姫路市にお住まいですが、いずれはこの土地に住む予定で、農業の経験はないが、農機具を購入して、畑にして利用したいとのこと。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 7番について、説明は終わりました。7番についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、7番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、7番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第190号 農地法第3条関係では、申請件数7件、うち許

可件数7件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第191号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の5ページをお願いします。

議案第191号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見
を求める。

令和6年4月19日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、6ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第191号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5
条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら
れますので、その説明をしていただき、その後、現地調査班長から現地
調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、15ページ、16ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 北丘町○○○○ ○○○○、譲渡人 北丘町○○○○
○○○○、申請地：所在地 北丘町○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡
自作地、摘要として、贈与による所有権移転、一般住宅 木造スレート葺
1階建となる予定です。第3種農地です。

○○○○さんと○○○○さんは、親子関係にあり、一緒に同居されてい
ましたが、現在の住居は40年以上が経過し、老朽化により雨漏りもあり、
○○○○さんが結婚され、家族が増え手狭になったこともあり、西側の畑
に木造スレート葺1階建住居を建設するものであります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が宅地、西側が宅地、南側が道路、北側が宅地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第191号 農地法第5条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(転用制限外農地の届出に対する受理について)

○議長 次に議案第192号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の7ページをお願いします。

議案第192号

転用制限外農地の届出に対する受理について

別紙の転用制限外農地の届出について、受理の適否につき意見を求める。

令和6年4月19日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、8ページの1件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案、第192号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、転用制限外農地の届出に対する受理についてでございます。

該当地区の担当委員より、申請内容について、事前に調査を行っておりますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元議員から説明をお願いいたします。

○○番 ○番○○○○が、1番について説明いたします。

参考資料は、17ページ、18ページをご覧ください。

届出人 西宮市中浜町○○○○ ○○○○、届出地 所在地 池田町○○○○ 地目田 面積○○○○㎡の内○○○○㎡ 自作地 摘要として、農業用倉庫、第1種農地です。

前所有者が家の前に作業用倉庫を無許可で建設されており、今回、所有者が届出されていないことがわかり、今回の届出となりました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が水路、西側が本人の田、南側が本人の田、北側が宅地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があればよいかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については受理することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については受理することに決定いたします。

○議長 以上、議案、第192号 転用制限外農地の届出に対する受理についての審議は終了いたします。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第193号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案の9ページをお願いします。
議案第193号

非農地証明願に対する認可について
別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。
令和6年4月19日提出
小野市農業委員会 会長 岸本 富生
詳細は、10ページの1件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第193号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の19ページ、20ページをご覧ください。

申請人 神戸市中央区栄町通○○○○ ○○○○、申請地 所在地 大島町○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地です。

摘要としまして、平成3年頃より宅地の一部となっております。

自宅地と田の間の進入路部分となっております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が宅地、西側が田、南側が田、北側が道路となっております。

従いまして、隣接の土地改良区の意見書、無断転用にあたりますので、始末書、現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、全て提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第193号 非農地証明願に対する認可について申請件数1件、うち認可件数1件により審議は終了いたしました。

(農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権))

○議長 次に議案第194号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の11ページをお願いします。

議案第194号

農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)

農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。

令和6年4月19日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

12ページをお願いします。

市長部局より、令和6年4月5日付で、決定を求められています。

13ページから20ページが「農用地利用集積計画書」となっております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第194号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、そ

の後にご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 産業創造課 農業振興係の〇〇〇〇でございます。農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の決定について、説明をさせていただきます。

農地中間管理事業は、地域農業の担い手への農地の集積集約を促すとともに、耕作放棄地の発生を抑制することを目的として、平成26年度より事業が開始されております。

今後は、農業経営基盤強化促進法の改正により、農地の貸し借り手続きは、この農地中間管理事業を通じた貸し借りが中心となるものと想定しております。

本市においても、この制度を活用して認定農業者や集団営農組織など、意欲ある担い手への農地の集積を進めていきたいと考えております。

つきましては、これから説明をいたします農用地の集積計画案について、小野市農業委員会様の決定を頂戴したいと思います。

それでは、計画書の内容を説明いたします。

この度は、山田町における賃貸借権の設定 1件、河合中町における使用貸借権の設定 1件 合計2件となります。

まずは、山田町における賃貸借権の設定ですが、筆数1筆、面積5,975㎡のほ場整備農地を農地中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸し付け、その後、山田町の営農組合法人 〇〇〇〇 に貸し付けるものです。いずれも貸付期間は15年間となります。

本件に係る対象農地ですが、別添位置図（※山田町集積図）をご覧ください。

資料の右側中央となりますが、黒い破線で囲った農地が、今回、貸し付けられる農地となります。

次に、河合中町における使用貸借権の設定ですが、筆数4筆、面積〇〇〇〇㎡のほ場整備農地を「ひょうご農林機構」に貸し付け、その後、復井町の〇〇〇〇氏に貸し付けるものです。いずれも貸付期間は10年間となります。

本件に係る対象農地ですが、別添位置図（※河合中町集積図）をご覧ください。

資料の右側中央となりますが、黒色破線で囲った農地（2カ所に離れてる）が、今回、貸し付けられる農地となります。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第194号 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)に関する審議は終了いたしました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。
報告事項 1から4までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 21ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。
(証明期間 令和6年3月1日～令和6年3月31日)
令和6年4月19日
小野市農業委員会 会長 岸本 富生

- (1) 農家証明 番号1
住所 大阪市浪速区桜川〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇
使用目的 農業用倉庫
- (2) 耕作証明 番号1
住所 久保木町〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇
使用目的 軽油免税申請

証明書については、農家証明 1件、耕作証明 24件でございます。

引き続きまして22ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。
(受理期間 令和6年3月1日～令和6年3月31日)
令和6年4月19日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 加古川市加古川町溝之口〇〇〇〇 〇〇
〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の
表示 所在地 垂井町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m²、摘要といたし
まして、宅地造成 所有権移転 令和6年3月13日受理、必要書類につ
いてはすべて揃っておりました。

以下、記載のとおり、農地法5条第1項第7号及び同法施行令第10条
第1項の規定による届出は、2件 2筆 〇〇〇〇m²でございます。

引き続きまして23ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定
による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和6年3月1日～令和6年3月31日)

令和6年4月19日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1

届出人 貸人 加古川市平荘町磐〇〇〇〇 〇〇〇〇、
借人 浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 浄谷町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m²
以上合計1筆 合計面積〇〇〇〇m²

摘要 令和6年3月7日 利用権 使用貸借権 合意解約
合意解約通知につきましては、1件 でございます。

引き続きまして24ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したの
で報告する。

(受理期間 令和6年3月1日～令和6年3月31日)

令和6年4月19日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者

譲受人(相続人) 新部町〇〇〇〇 〇〇〇〇

譲渡人(被相続人) 新部町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地

河合西町〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇〇〇m²

河合西町〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇〇〇m²

新部町〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇〇〇m²

新部町〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇〇〇m²

以上合計4筆 合計面積〇〇〇〇m²

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和6年3月4日受理
農地法3条の3第1項の届出はすべて相続による所有権の取得が10
件で、合計58筆 〇〇〇〇m²でございます。

報告は、以上です。

○議長 報告1から4について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うござ
いました。
これをもちまして、第36回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名
捺印する。

令和6年4月30日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員3番

議事録署名委員4番